四　（略）
イ　（略）
ロ　水質基準省令の表中一の項、二の項、六の項、九の項、十一の項、三十三の項、三十五の項、三十六の項、三十九の項、四十一の項及び四十七の項から五十二の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。
ハ　水質基準省令の表中十の項、二十二の項から三十二の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。
ニ　水質基準省令の表中十四の項、十六の項から十九の項までの項、二十一の項及び四十六の項の上欄に掲げる事項について、三年以内ごとに一回、定期に、行うこと。
2　五～八　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○農林水産省令第五十六号

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）第二条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の規定に基づき、経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十三日　農林水産大臣　鈴木　憲和

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成十七年農林水産省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（関税割当数量） **第五条**　令第二条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の農林水産省令で定める数量は、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間は八千トンとする。	（関税割当数量） **第五条**　令第二条第十一項の規定により読み替えて適用する同条第五項の農林水産省令で定める数量は、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は八千四百トンとする。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

四　（略）
イ　（略）
ロ　水質基準省令の表中一の項、二の項、六の項、九の項、十一の項、三十二の項、三十四の項、三十五の項、三十八の項、四十の項及び四十六の項から五十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。
ハ　水質基準省令の表中十の項、二十一の項から三十一の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。
ニ　水質基準省令の表中十四の項、十六の項から二十の項までの項及び四十五の項の上欄に掲げる事項について、三年以内ごとに一回、定期に、行うこと。
2　五～八　（略）

その他告示

○法務省告示第百五十一号

土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第一項第七号の規定に基づき、同号の団体として次の団体を指定する。

令和七年十二月二十三日　法務大臣　平口　洋

名称	主たる事務所
公益社団法人民間総合調停センター	大阪市北区西天満一丁目十二番五号　大阪弁護士会館

○外務省告示第四百六十六号

平成十七年十月十九日にパリで採択された「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の附属書Ⅰの一部は、同規約第三十四条の規定に従い、次のように改正され、その改正は、同条の規定により令和八年一月一日に効力を生ずる。

（令和七年十一月十五日付け国際連合教育科学文化機関事務局長書簡）

令和七年十二月二十三日　外務大臣　茂木　敏充

附属書Ⅰの題名を次のように改める。

附属書Ⅰ　二千二十六年の禁止表（二千二十六年一月一日に効力を生ずる世界ドーピング防止規範）

S1.1　中「類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有する物質」を「類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有する物質（それらのエステルを含む。）」に改める。

S2.1.1　中「ペギネサタイド」の下に「、ペグモレサタイド」を加える。

S3　例外中「吸入されるサルメテロール（二十四時間に最大で二百マイクログラム）」を「吸入されるサルメテロール（分割投与で二十四時間に最大で二百マイクログラム。いかなる用量から開始しても八時間に百マイクログラムを超えないもの）」に改める。

S4.1　中「二―アンドロステノン（五アルファ―アンドロスター二―エン―十七―オン）」の次に、「二―フェニルベンゾ［h］クロメン―四―オン（アルファ―ナフトフラボン、七・八―ベンゾフラボン）」を加える。

S4.4.1　を次のように改める。

S4.4.1　アデノシン一りん酸活性化たんぱく質キナーゼ（ＡＭＰＫ）活性化剤（例えば、五―Ｎ、六―Ｎ―ビス（二―フルオロフェニル）―［一・二・五］オキサジアゾロ［三・四―ｂ］ピラジン―五・六―ジアミン（ＢＡＭ一五）、ＡＩＣＡＲ、ミトコンドリアオープンリーディングフレーム十二ＳｒＲＮＡ―ｃ（ＭＯＴＳ―ｃ））

ペルオキシソーム増殖因子活性化受容体デルタ（ＰＰＡＲデルタ）作用剤（例えば、二―（二―メチル―四―（四―メチル―二―（四―（トリフルオロメチル）フェニル）チアゾール―五―イル）メチルチオ）フェノキシ）酢酸（ＧＷ一五一六、ＧＷ五〇一五一六））

リバーブアルファ作用剤（例えば、ＳＲ九〇〇九、ＳＲ九〇一一）

M1.1　を次のように改める。

M1.1　自己血、同種血若しくは異種血又は赤血球生成物（由来を問わない。）を、その量にかかわらず、循環器に投与し、又は再注入すること。

血液又は血液成分の採取（交換法による採取を含む。）を行うこと（(1)分析目的（医学的検査又はドーピング管理を含む。）又は(2)実施する国の関連する規制当局によって登録された採取センターにおいて提供目的で行われる場合を除く。）。